

平成 28 年度 事業計画書

我が国経済は、企業収益並びに雇用情勢においては、改善の傾向がみられるものの、消費の停滞や不安定な為替の影響等、また消費税増税を含めた経済政策につきましては、未だ明るい兆しは見えぬ長引く景気低迷等から、回復の見込みは依然不透明な状況であります。

当シルバー人材センターにつきましては、受注契約額は年々減少傾向となっておりまして長引く景気低迷により、今後も大幅な受注増は厳しいものが予想されますが、国のシルバー人材センター事業への補助金は「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」が創設され、高齢者を中心とした雇用等を促進するための経費が計上されており、当センターにおいても派遣事業により就業機会を確保する必要があります。

一方、全国的に少子高齢化が急速に進展しており、労働力人口の大幅な減少が見込まれております。特に、団塊の世代が労働市場から退出し、今後は高齢者が生涯現役で社会参加することが求められており、高齢者の多様な社会参加の受け皿として、シルバー事業は重要な役割を担っていくことになり、大きな期待が寄せられているところであります。

このことから、働く意欲のある高齢者の知恵や能力・経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えることが課題であり、特に団塊世代に対する新たな就業機会の確保・提供により社会を支える高齢者を増やすことが急務となっており、今後とも市を始め関係機関と連携を図りながら、就業機会の確保・拡充さらには、会員の拡大に取り組み安定した事業運営が維持されるよう努めてまいります。

今後とも厳しい社会経済状況の中ではありますが「自主・自立・共働・共助」の基本理念を念頭において、地域に密着した就業の場を提供できる公益的な組織としてまた、安全就業の徹底と適正就業を促進し、伊予市まちづくりの一端を担ってまいります。

今年度の目標として、次のことを重点に事業を推進してまいります。

1 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

社会参加の意欲のある健康な高齢者のために地域に密着しながら、知識・経験及び希望に応じた就業等の活動の機会を確保し提供するとともに、シルバー人材センター事業を安定的に行うためには、就業機会の確保及び会員の拡大が重要かつ急務であり、このため市の広報等を活用し事業の周知及び会員の拡大を図る。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に紹介する。

(2) 一般労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき実施するものでありますが、労働者派遣事業の運営にあたっては、関係法令を遵守し適正に実施する。

3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能開発講習会

地域の高齢者にふさわしい仕事(臨時的かつ短期的又は、その他の軽易な業務)があっても、それを行うために必要な経験や能力が不足している場合には、実際の就業には結びつきません。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした講習会を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結びつける必要があります。この事業を実施することにより、広い分野での就業の機会の確保・提供に繋がるとともに、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上ひいては活力のある地域社会づくりに寄与する。

剪定講習会 2回、ガーデニング講習 1回及び防除作業講習を実施する。

4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環として、10月に公共施設の清掃、除草、剪定作業を実施し、地域活性化及び地域環境美化の一助とする。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動に係る相談、情報提供に努める。

入会説明会(随時) 就業相談(随時)

事業の対象者 一般市民(高齢者)、シルバー人材センター会員、公共団体、企業

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び、地域社会企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

地域の家庭、事業所、地方公共団体を対象に意識調査及び利用ニーズの調査を行い、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる職域の開拓を行う。

(2) 調査研究事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の拡充等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査や会員の健康づくりの推進に関する調査を行う。

(3) 安全適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、次により安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行う。

- ① 安全管理委員会を定期的開催し、安全意識の高揚を図り、就業中の事故を未然に防止する。
- ② 事業所と連携し、就業の適正化に努める。
- ③ 7月の安全・適正強化月間をはじめ、適宜安全就業パトロール等を実施し、会員の安全に関する意識の高揚を図る。
- ④ 安全講習会を実施するなど安全意識を高めまた、自己管理を徹底して事故防止に努めるよう指導する。
- ⑤ ヒヤリハットを提出してもらって、その内容を全会員に周知することによって安全意識の高揚を図る。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市民や事業所等及び、会員となり得る高齢者に対し、基本理念や事業の仕組み等を次により周知します。

- ① センターの理念が地域社会に正しく理解され、協力が得られるようホームページや市の広報紙等による事業内容のPRに努める。
- ② センターの機関紙やパンフレット等を作成し、市内の企業や家庭に配布し当センター事業の理解と会員の募集に努める。
- ③ 普及啓発月間に実施するボランティア活動を通じて、地域社会へのPRに努める。